自立支援医療

(1) 更生医療

(1) 美工区源		
概要	身体障がい者手帳に記載されている障がいにかかる手術等の治療に対し、治療費の一部を助成します。 ※ 入院時の食事療養費または生活療養費(いずれも標準負担額相当)については対象外。	
対象者	身体障がい者手帳に対象となる障がい名の記載がある18歳以上の人であって、指定医療機関の治療により身体機能の改善、維持等の確実な治療効果が期待できる人。 ※ なお、身体障がい者手帳を申請中の場合、受給者証の発行は手帳の交付後となります。	
自己負担額	制度の対象となる医療費の1割	
対象となる 医療機関	都道府県等の指定を受けた医療機関(病院、診療所、薬局、訪問看護等)。 ※ 受給者証に記載された医療機関でのみ適用されます。	
有効期間	原則6ヶ月(じん臓、免疫は12ヶ月)まで。 ※ 受給者証に書かれている有効期間を超えて治療が必要な場合は、延長が認められる場合があります。	
印鑑、保険証、自立支援医療(更生医療)意見書、自立支援医療(更生医療)費用明 必要とするもの 身体障がい者手帳、特定疾病療養受療証 (人工透析の方で保険証を持っている場合 マイナンバーの分かるもの		
窓 ロ 障がい福祉課 電話:06-6992-1630・1635、FAX:06-6991-2494		

(2) 育成医療

(乙) 月灰区	75.		
概 要	対象となる障がいにかかる手術等の治療に対し、医療費助成を行います。 ※ 入院時の食事療養費または生活療養費(いずれも標準負担額相当)については対象外。		
対象者	育成医療の対象となる疾患(障がい)がある18歳未満の児童であって、指定医療機関における治療により確実な治療効果が期待できる人。 ※ 身体障がい者手帳の所持の有無は問いません。		
対象の疾患(障がいの範囲)	・視覚障害 ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または、 ・聴覚・平衡機能の障害 ・肝臓機能の障害 ・音声・言語・そしゃく機能の障害 ・先天性の内部機能の障害 ・肢体不自由 ・免疫機能の障害 ※ 疾患や障がいの内容により、対象となる治療が制限される場合があります。		
自己負担額	制度の対象となる医療費の1割		
対象となる 医療機関	都道府県等の指定を受けた医療機関(病院、診療所、薬局、訪問看護等)。 ※ 受給者証に記載された医療機関でのみ適用されます。		
有効期間	原則6ヶ月まで。 ※ 受給者証に書かれている有効期間を超えて治療が必要な場合は、延長が認められる場合があります。		
必要とするもの	保護者の印鑑、保険証(受診者と同一の健康保険加入者全員分)、 自立支援医療(育成医療)意見書、マイナンバーの分かるもの ※「自立支援医療(育成医療)給付」申請書類についての個人情報提供に関する同意書※ 育成医療の申請は、治療の開始前に申請していただく必要があります。		
窓口	障がい福祉課 電話:06-6992-1630・1635、FAX:06-6991-2494		

(3) 精神通院医療

概要	対象となる精神疾病にかかる通院治療に対し、治療費の一部を助成します。 ※ 入院については対象外。	
対 象 者	統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を融資、継続して通院利用を必要とする人。 ※ 詳しくは通院される医療機関等にご相談ください。	
自己負担額 制度の対象となる医療費の1割 ※ 当面、府下の国民健康保険加入者については、自己負担額はありません。		
対象となる		
有効期間	原則12ヶ月。 継続して受給を必要とする場合は、有効期限の3ヶ月前から継続申請が可能です。	
必要とするもの 印鑑、保険証、自立支援医療(精神通院)診断書(2年に1回)、受給者証(継続・変 場合)、マイナンバーの分かるもの		
窓 ロ 障がい福祉課 電話:06-6992-1630·1635、FAX:06-6991-2494		

(4) 利用者負担の軽減措置(更生医療・育成医療・精神通院)

世帯の所得や疾病などに応じて、月額自己負担上限額が定められます

※世帯の課税(所得割金額)非課税認定

国民健康保険に加入の方:世帯内の被保険者全員の所得により認定します。

国民健康保険以外の医療保険に加入の方:医療保険の被保険者のみの所得により認定します。

<月額自己負担上限額>

77 ICH O KILL MICK		高額治療継続者(重度かつ継続)	
		非該当	該当
非課税世帯	生活保護世帯	0円	0円
	低所得1 収入80万円以下	2,500円	2,500円
	低所得2 収入80万円以上	5,000円	5,000円
課税世帯	中間所得1 市民税所得割額33,000円未満	医療保険の自己負担 限度額 ※育成医療の場合は 上限5,000円	5,000円
	中間所得2 市民税所得割33,000円以上235,000円未満	医療保険の自己負担 限度額 ※育成医療の場合は 上限10,000円	10,000円
	一定所得以上 市民税所得割額235,000以上	公費負担の対象外	20,000円

※市町村民税非課税世帯(低所得1)とは:

患者の属する世帯が市町村民税非課税であって、患者の保護者それぞれについて次の①から③の合計額が80万円以下で、かつ、生活保護受給世帯でない場合をいいます。

- ①地方税法上の合計所得金額
- ②障害年金等(障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金)
- ③特別児童扶養手当等(特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当)

※高額治療継続者(重度かつ継続)の範囲については、以下のとおりです。

①疾病、症状等から対象となる場合

更生医療 育成医療	・腎臓機能(人工透析、腎移植治療)・小腸機能障害(中心静脈栄養法による治療)・免疫機能障害・心臓移植後の抗免疫療法・肝臓移植後術後の抗免疫療法
・統合失調症 ・躁うつ病、うつ病 ・てんかん ・認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害(依存症等) ・集中、継続的な医療を要する者として精神医療において、一定以上の経験を有 医師が判断した場合。	

②疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる場合

更生医療	・医療保険多数該当の場合
育成医療	・患者が直近1年間において3回以上高額療養費制度の適用を受けた場合
精神通院	※詳しくは、加入の健康保険におたずね下さい。